

# 知的障がい者の福祉ガイド

## 蓮田市福祉事務所

※福祉事務所にお越しの際は、手帳と印鑑、マイナンバーの分かることをお持ちください。

**注意** ここに書かれているのは概要です。内容・数字等が変更になっている場合もありますので、  
詳細につきましては各窓口にお問い合わせください。

福祉課 障害福祉担当 768-3111 内線 139・182

子ども支援課 児童福祉担当 768-3111 内線 153・154

令和6年2月現在

## 知的障がい者（児）に対する援護施策

(○は該当・△は一部該当)

援護施策		療育手帳の程度				説明	窓口と手続きに必要なもの	
		OA	A	B	C			
手帳	療育手帳	○	○	○	○	知的障がい者（児）に対し、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の手当・制度等の利用をし易くするため、手帳が交付されます。	福祉課 障害福祉担当 子ども支援課 児童福祉担当	
相談機関	知的障害者相談員			知的障がい者の家庭における相談に応じ、福祉事務所など関係機関との連絡をとりながら適切な助言・指導をおこないます。				福祉課 障害福祉担当 (代表者の連絡先をご案内します)
	埼玉県中央児童相談所			18歳未満の児童の問題等について相談・判定・指導を行います。				上尾市大字上尾村1242-1 TEL 048-775-4152
	埼玉県総合リハビリテーションセンター			18歳以上の知的障がい者の相談・判定を行います。				上尾市大字西貝塚148-1 TEL 048-781-2222
	埼玉県立精神医療センター 埼玉県立精神保健福祉センター			精神保健上の問題について相談を受けたり、精神的な病気の治療を必要とする人は医師からの紹介を受けて短期の治療を目標に診療します。また、医師の紹介により社会復帰訓練を受けることが出来ます。				伊奈町大字小室818-2 TEL 048-723-1111
	埼玉県立小児医療センター			子どもの病気を対象に精密な検査や診断、治療方針をたてる小児専門の医療機関です。				さいたま市中央区新都心1-2 TEL 048-601-2200
	埼玉県立総合教育センター			子どもの教育上の悩みや疑問についての相談をします。予約制です。				さいたま市緑区三室1305-1 TEL 048-874-1221
	埼玉障害者職業センター			心身障害者の適職を判定し、職業安定所と連携を取り、就職相談をします。予約制です。				さいたま市桜区下大久保136-1 TEL 048-854-3222
	蓮田市家庭児童相談室			児童に関する問題について、相談・指導・アドバイスを行います。電話相談もできます。 相談日 月～金(休日を除く) 午前9時～午後4時まで				蓮田市役所庁舎内 TEL 768-3111 (内線417)
	蓮田市教育相談室			教育に関するさまざまな問題に対して、相談・指導・アドバイスをします。電話相談もできます。 相談日 水・木(休日を除く) 午前9時～午後4時まで				蓮田市役所庁舎内 TEL 768-3111 (内線417)
医療関係	重度心身障害者医療費助成制度	○	○	○	医療保険が適用される医療費のうち、その保険適用後の一一部負担金（自己負担額）を助成します。ただし、65歳以上で新たに療育手帳を取得した方は受給資格対象外です。*所得制限があります。			福祉課 障害福祉担当 印鑑・療育手帳・本人の銀行口座・保険証
	後期高齢者医療制度	○	○		65歳から74歳の方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。			国保年金課 高齢者医療担当 印鑑・療育手帳・保険証

(○は該当・△は一部該当)

援護施策	療育手帳の程度				説明	窓口と手続きに必要なもの
	OA	A	B	C		
手当関係	特別児童扶養手当	○	○	○	在宅の知的障がい児(20歳未満)を扶養している家庭に支給されます。*所得制限があります。	子ども支援課 児童福祉担当 印鑑・療育手帳・戸籍謄本・住民票
	児童扶養手当	△	△		父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父または母に一定の障がいがある場合などに手当を支給します。*所得制限があります	子ども支援課 児童福祉担当 印鑑・療育手帳・本人の銀行口座・戸籍謄本・住民票・年金手帳
	在宅重度心身障害者手当	○	○		市内に居住する在宅重度障がい者(児)に支給されます。ただし、65歳以上で新たに療育手帳を取得された方は対象外です。手当月額5,000円 *所得制限があります。	福祉課 障害福祉担当 印鑑・療育手帳・本人の銀行口座
	障害児福祉手当	○			20歳未満で重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を要する方に支給されます。*所得制限があります。	福祉課 障害福祉担当 印鑑・療育手帳・本人の銀行口座
	特別障害者手当	△			20歳以上で重度の障がいにより常に特別の介護を要する方に支給されます。医師の診断書により受給資格を判定します。*所得制限があります。	福祉課 障害福祉担当 印鑑・療育手帳・本人の銀行口座
	障害基礎年金(国民年金)	△	△	△	国民年金加入中、または60歳から65才未満で日本国内に住んでいる間に初めて医師の診察を受けた病気やケガで、障害認定日(初診から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に治った日)に一定の障害があるときに支給されます。ただし、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。20歳前に初診日がある場合は、20歳になったとき(障害認定日が20歳以降のときは障害認定日)に一定の障害があると支給されますが、その方の所得状況に応じて支給停止されることがあります。	国保年金課 国民年金担当 (内線110・111)
	障害厚生年金・障害手当金	△	△	△	厚生年金保険加入中に初めて医師の診察を受けた病気やケガで、初診日から1年6か月以上経過した日または経過以前に治った日に、一定の障害のあるときに障害厚生年金が支給されます。初診日から5年以内に病気やケガが治り、軽度の障害が残った場合は、障害手当金が支給されます。ただし、年金・手当金ともに、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。	春日部年金事務所 お客様相談室 TEL048-737-7112
社会参加	福祉タクシー利用券の交付	○	○	○	対象の知的障がい者(児)が県内のタクシーを利用する場合、初乗り運賃相当額(乗車料金が初乗り運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2倍の金額まで)を補助します。年間1冊36枚で、燃料費助成券との選択になります。	福祉課 障害福祉担当 療育手帳
	燃料費助成券の交付	○	○	○	対象の障がい者(児)に対して、日常生活に使用する自動車等の燃料費の一部を助成します。助成額は12,000円を限度とし、福祉タクシー利用券との選択になります。	福祉課 障害福祉担当 療育手帳
	自動車運転免許取得費助成	○	○	○	障がい者が運転免許(原則として、第1種普通免許)を取得することによりその自立更生を促進するために取得経費(限度額12万円)を助成します。*所得制限があります。	福祉課 障害福祉担当 印鑑・療育手帳
	自動車改造費助成	○	○	○	障がい者が就労等に伴い、本人が所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等改造する場合、改造に要する経費の一部(10万円まで)を助成します。*所得制限があります。	福祉課 障害福祉担当 印鑑・療育手帳
税金関係	所得税の障害者控除	○	○	○	本人またはその控除対象配偶者や扶養親族が手帳を所持している場合、申告により、その等級によって控除が受けられます。 特別障害者控除(OA・A)…所得金額から障がい者1人につき40万円が控除されます。 障害者控除 (B、C)…所得金額から障がい者1人につき27万円が控除されます。	春日部税務署 TEL048-733-2111
	住民税(市・県民税)の障害者控除	○	○	○	本人またはその控除対象配偶者や扶養親族が手帳を所持している場合、申告により、その等級によって控除が受けられます。 なお、本人の合計所得が135万円以下であるときは、非課税となります。 特別障害者控除(OA・A)…所得金額から障がい者1人につき30万円が控除されます。 障害者控除 (B、C)…所得金額から障がい者1人につき26万円が控除されます。	税務課 市民税担当 (内線128)
	相続税控除	○	○	○	相続人が70歳未満の障がい者の場合、控除が受けられます。	春日部税務署 TEL048-733-2111

(○は該当・△は一部該当)

援護施策		療育手帳の程度				説明	窓口と手続きに必要なもの									
		OA	A	B	C											
税金関係	自動車税(軽自動車税)・自動車取得税の控除	○	○			重度の知的障がい者と生計を同じくする方が取得又は所有する自動車で、もっぱら障がい者の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車について、定められた期間内に申請することにより、障がい者1人につき1台まで減免されます。申請場所は、県内の自動車税事務所・各支所及び県税事務所です。 軽自動車税に関する窓口は税務課市民税担当です。	埼玉県自動車税事務所 TEL048-658-0227 印鑑・療育手帳・運転免許証等 税務課 市民税担当(内線128) 印鑑・療育手帳・運転免許証									
公共料金の割引	JR運賃の割引	○ ○ ○ ○				手帳を所有する方がJR線を利用する場合割引きになります。	割引乗車券は、手帳を発売窓口に提示して購入。 * 第1種知的障害者が介護者付で乗車される場合、介護者とも自動販売機で購入した小児乗車券で乗車できます。その際は、改札で係員に療育手帳を提示してください。									
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引対象乗車券類</th> <th>割引率</th> <th>記事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種知的障害者(介護者付) (OA・A)とその介護者</td> <td>普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券</td> <td>5割</td> <td>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。</td> </tr> <tr> <td>第1種知的障害者(OA・A)(単独) 第2種知的障害者(B・C)(単独)</td> <td>普通乗車券</td> <td>5割</td> <td>JR、連絡車線及び航路が片道100 kmを超える区間</td> </tr> <tr> <td>12才未満の知的障害者とその介護者</td> <td>定期乗車券</td> <td>5割</td> <td>小児定期乗車券は割引されません。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	割引対象乗車券類	割引率	記事	第1種知的障害者(介護者付) (OA・A)とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。	第1種知的障害者(OA・A)(単独) 第2種知的障害者(B・C)(単独)
区分	割引対象乗車券類	割引率	記事													
第1種知的障害者(介護者付) (OA・A)とその介護者	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。													
第1種知的障害者(OA・A)(単独) 第2種知的障害者(B・C)(単独)	普通乗車券	5割	JR、連絡車線及び航路が片道100 kmを超える区間													
12才未満の知的障害者とその介護者	定期乗車券	5割	小児定期乗車券は割引されません。													
※JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。																
手帳を所有する満12歳以上方が国内線の飛行機を利用する際、割引になる場合があります。割引の内容については、航空運送事業者により異なりますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。																
バス運賃の割引	○ ○ ○ ○				手帳を所有する方が県内を発着するバスに乗車する場合5割引になります。ただし、バスの定期券は3割引です。介護者がいる場合は介護者とも5割引になります。	割引航空券は、手帳を発売窓口にて提示購入										
					料金を払うときに手帳提示											
有料道路通行料金の割引	○ ○				重度の知的障害者が同乗し介護者が有料道路を運転する場合、通行料金が5割引になります。障害者割引の適用を受けるためには、障害者手帳を管理している(手帳に記載のある)市区町村の福祉担当窓口又はオンラインにて事前に申請が必要です。 * ETC無線通行(ノンストップ走行)される自動車は、障害者の方お1人につき事前登録した1台に限ります。(ETC無線通行(ノンストップ走行)しない場合は、事前登録不要) * 事前に登録されてない自動車(知人の車やレンタカー等)でのご利用時にも、一定の要件のもとで障害者割引の適用ができます。	福祉課 障害福祉担当 * 料金所にて必要事項の記載を受けた療育手帳を提示します。										
					福											
NHK放送受信料の減免	○ ○	△ △			重度の知的障害者(OA・A)の方が世帯主かつ受信契約者の場合、半額免除となります。 また知的障害者を含む世帯全員が非課税の場合、全額免除となります(重度以外も対象)。	福祉課 障害福祉担当 印鑑・療育手帳 * NHKさいたま放送局 営業部 TEL 048-600-6711										
タクシー料金の割引	○ ○ ○ ○				タクシーの乗車時に手帳を提示することにより、料金が1割引されます。 * 県内のタクシーの場合、福祉タクシー利用券と一緒に使えます。	各タクシー事業者										
市内・市外公共施設の利用料減免	○ ○ ○ ○				市内各施設の使用料が手帳を提示することによって半額となります。市外の施設については、減免内容が異なりますので、直接各施設へお問合せください。	各施設窓口 療育手帳										

(○は該当・△は一部該当)

援護施策	療育手帳の程度				説明	窓口と手続きに必要なもの
	OA	A	B	C		
日常生活の支援	心身障害者(児) 扶養共済制度	○	○	○	心身障がい者(児)を扶養する方が一定の掛け金を拠出し、扶養義務者の死亡又は重度の障がい者になった場合年金を支給し、保護者亡き後の生活の安定と福祉の増進をはかる制度です。	福祉課 印鑑、療育手帳、住民票
	生活サポート事業の利用	○	○	○	障がい児(者)及びその家族が市に登録した民間のサービス提供事業者による一時的介護等のレスパイトサービスを利用する場合、利用料が軽減されます。	福祉課 障害福祉担当
	日中一時支援事業の利用	○	○	○	日中に介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対し、日中ににおける介護の場を確保します。	福祉課 子ども支援課 印鑑、療育手帳
	移動支援事業の利用	○	○	○	屋外での移動に困難がある障がい者(児)の自立生活及び社会参加を促すため、余暇活動等の社会参加のための外出に対して支援を行います。	福祉課 子ども支援課 印鑑、療育手帳
	埼玉県思いやり駐車場制度	○	○		障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。* 利用証の交付には条件があります。* 区画のある施設は県ホームページで確認できます。	埼玉県 福祉政策課 蓮田市役所 福祉課 障害福祉担当
	障害福祉サービス				勘案すべき事項(障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等)及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われます。サービスは、在宅生活を支援するサービス(居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、重度障害者包括支援、短期入所(ショートステイ))、外出を支援するサービス(行動援護、同行援護)、昼間の生活を支援するサービス(療養介護、生活介護)、住まいの場としてのサービス(共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援)、訓練のためのサービス(自立訓練(機能訓練・生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型(雇用型)、就労継続支援B型(非雇用型)、自立生活援助、就労定着支援)、相談支援に関するサービス(地域移行支援、地域定着支援、サービス利用支援、継続サービス利用支援)等があり、利用のプロセスが異なります。* 本人とその配偶者の所得により利用者負担があります。	福祉課 障害福祉担当 子ども支援課 児童福祉担当
	障害児通所サービス				勘案すべき事項(障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等)、障害児の調査項目及び障害児支援利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われます。サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。※原則、保護者の属する住民基本台帳上の世帯の所得により、利用者負担があります。	子ども支援課 児童福祉担当
	紙おむつ支給事業	○	○	○	在宅での介護支援を目的に、障がいのある方へ紙おむつを支給します。 ※社会福祉協議会会員サービス事業	蓮田市社会福祉協議会 TEL048-769-7111
	公営住宅の優先入居					埼玉県住宅供給公社県営住宅課 TEL048-829-2875

(○は該当・△は一部該当)

援護施策		療育手帳の程度 OA A B C	説明	窓口と手続きに必要なもの
施設・学校関係	蓮田市手をつなぐ親の会		知的や身体に障がいのあるお子さんの保護者を中心に、福祉の増進を図ることを目的に組織されています。	蓮田市社会福祉協議会 TEL048-769-7111
	福祉型障害児入所施設		障がいのある児童を入所させて、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。	子ども支援課 児童福祉担当
	蓮田市立心身障害児通園施設(さくら園)		心身に障がいのある就学前の児童の通園施設です。市立閨戸保育園に併設されています。	保育課 保育担当
	特別支援学級		小・中学校において通常の学級では、十分に指導効果をあげることに困難がある児童生徒のために編成された学級です。市内には、蓮田南小、平野小、黒浜小、蓮田中央小、蓮田北小、黒浜西小、黒浜南小、蓮田中、平野中、黒浜中、蓮田南中、黒浜西中にあります。	学校教育課 指導担当
	特別支援学校		障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという立場に立ち、児童生徒ひとりひとりの教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な支援及び必要な支援を行う学校です。小学部・中学部・高等部があります。	学校教育課 指導担当